

江東区高齢者スマートフォン教室・相談会運営業務委託仕様書

1. 目的

高齢者のデジタル活用支援として、スマートフォンの操作が学べる教室及びスマートフォンの使用に関する相談会を実施することにより、基本的操作方法やアプリの利用方法等の習得を目的とする。

2. 履行期間

令和6年6月上旬から令和7年3月31日まで

3. 履行場所

江東区指定場所

4. 業務内容

(1) 高齢者スマートフォン教室の開催

①対象者

区内在住の65歳以上の高齢者

②講座定員、クラス、開催回数

講座には「入門クラス」（スマートフォンを持っていない、または持っているが操作に不慣れな方向け）と「基本クラス」（スマートフォンの基本を学びたい方向け）」の2クラスを設ける。

・入門クラス：定員7名以上、全開催回数30回

・基本クラス：定員7名以上、全開催回数60回

※各クラスの講座は単発または2回完結までとする。

③開催日時・場所

教室を実施する時間帯は、平日の9時から17時までの間の1回2時間程度とし、その他準備等必要な時間を確保するものとする。

会場は受託者にて区内文化センター等を予約し、会場費用及びプロジェクター・スクリーン等の機材費用も受託者負担とする。

区内全域での開催とし、会場・日時等は別途協議とする。

④講座内容

クラスのレベルに合わせた内容とし、スマートフォンの基本的操作やアプリ・サービスの登録・活用等、自身で行えることを目標とする。

入門・基本の両クラスにおいて、二次元コードと認知症アプリ「ONSEI」（日本テクトシステムズ株式会社）の利用案内を行うこと。

基本クラスでは、「LINE講座（区の公式LINE登録・活用含む）」「キャッシ

ユレス決済講座」を設け、区のアプリの利用案内も行うこと。

⑤実施体制

設営、講座実施および原状回復等運営に必要な人員（講師、講師補助者、現場管理者等）を手配すること。

⑥テキスト・機器

テキストを作成し、発注者に事前に承認を受けること。また、講座各回には受講者分と数部の予備を準備すること。

入門クラス用に受託者負担にて高齢者にも扱いやすい貸出機を用意すること。

⑦その他

下記相談会の案内チラシを作成し、受講者に配付すること。

（２）高齢者スマートフォン相談会の開催

スマートフォンを使用する際の問題点や不明点を相談員に相談し、アドバイスが受けられる、スマートフォン相談会を開催する。また、上記（１）の受講者からの相談にはフォローアップも行う。

①対象者

区内在住の６５歳以上の高齢者

②開催期間・回数

全６回開催

③開催日時・場所

相談会を実施する時間帯は、平日の９時から１７時までの間で６、７時間程度とする。その他準備等必要な時間を確保するものとする。

会場は受託者にて区内文化センター等を予約し、会場費用及びプロジェクター・スクリーン等の機材費用も受託者負担とする。

区内全域での開催とし、会場・日時等は別途協議とする。

④相談ブース・時間

相談ブースは３つ設置し、１人当たり２０～３０分程度とする。

⑤実施体制

設営、相談会実施および原状回復等運営に必要な人員（スタッフ、現場管理者等）を手配すること。また、それぞれ上記（１）の講座内容を熟知していること。

⑥相談者への安全な使い方等の説明

インターネットやSNSの利用方法等の質問がされた場合は、安全な使い方等の説明も行うこと。

(3) 共通事項

上記(1)(2)の業務につき共通事項とする。

①実施計画書の作成

計画書作成後、区の承認を得たうえで事業を実施すること。計画書の様式は任意とするが、区より追加・変更等の指示があった場合には随時対応すること。

事業実施は契約締結から2か月後を目途にし、履行期間内に、それぞれ区の求める回数を履行できるよう、無理のないスケジュールを組むこと。

②予約申込の受付・連絡

(1)の教室及び(2)の相談会について、申込の受付や問い合わせ対応を行うこと。また事業について、参加者に必要な連絡があれば都度行うこと。

③受付期間・時間

受付期間は事業実施期間中とし、受付時間は、原則平日の午前9時から午後5時までとする。

④チラシ及びポスターの作成

(1)の教室で、広報用チラシ500枚【A4両面カラー】、ポスター250枚【A3片面カラー】を作成し、区へ納品する。

⑤参加者へのアンケート

終了後、受講者・相談者にアンケートへの回答を依頼し、集計を行ったうえ、分析すること。

⑥事業実施報告書の作成

上記⑤を踏まえた報告書を作成すること。また報告書には、次回以降の開催について、本事業のあり方や改善策等の提案を含むこと。

報告書の様式は任意とするが、区より追加・変更等の指示があった場合には随時対応すること。

5. 委託料の支払方法

業務完了後、一括払いとする。

6. 特記事項

①受託者は、業務の遂行にあたっては、当該業務に関する法令（労働基準関係法令等）について順守すること。

②委託業務の履行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により区又は第三者に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

③疑義が生じた場合は、速やかに区と協議を行うこと。

7. 個人情報の取扱いに係る留意事項

本契約の履行にあたっては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を順守すること。

8. 担当

江東区福祉部長寿応援課シニア活躍支援係 電話 3 6 4 7 - 9 4 6 8